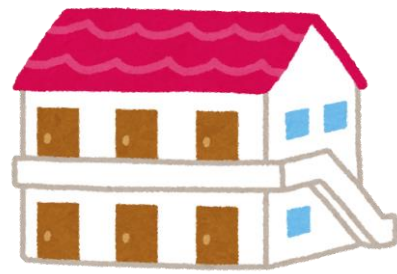


住居確保給付金（家賃補助） のご案内



住居確保給付金(家賃補助)とは…

離職ややむを得ない休業等により、住居を失う恐れがある求職活動中の方へ家賃相当額(上限あり)を有期で給付し、安定した住居と就職活動の支援をするものです。

支給対象者

※①～⑦のすべてに該当する方

- ①離職またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失ったまたは失うおそれのある方
- ②離職日から2年以内の方(申請日時点)
- ③離職前に主たる生計維持者であった方
- ④収入及び預貯金の合計額が次の表の金額以下である方(申請者及び申請者と同一の世帯に属する方を含む)

世帯員数	収入基準額 (申請月)	収入基準額上限 (家賃が上限の場合)	預貯金 (申請日時点)
単身	92,000円+家賃額(上限39,000円)	131,000円	552,000円
2人	139,000円+家賃額(上限47,000円)	186,000円	834,000円
3人	172,000円+家賃額(上限51,000円)	223,000円	1,000,000円
4人	214,000円+家賃額(上限51,000円)	265,000円	
5人	255,000円+家賃額(上限51,000円)	306,000円	

世帯員が6人以上の場合は、直接お問い合わせください。



- ⑤ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方
- ⑥自治体が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていない方(申請者及び申請者と同一の世帯に属する方を含む)
- ⑦暴力団員でない方(申請者及び申請者と同一の世帯に属する方を含む)

支給額

基準額+家賃額(1か月分)－世帯の収入合計額(1か月分)＝支給額

世帯員数	基準額	支給上限額
単身	92,000円	39,000円
2人	139,000円	47,000円
3人	172,000円	51,000円
4人	214,000円	
5人	255,000円	

例えば…単身の方で
家賃額：4万5千円
収入額：10万円の場合
9万2千円+4万5千円－10万円
＝3万7千円なので、
支給額は3万7千円になります。



※現在ご契約の家賃金額が支給上限額を超えている場合、超えた金額については、申請者の自己負担となります。

支給期間

原則3か月(一定の要件を満たす場合のみ2回まで延長可能。)

支給要件

※以下の義務を果たさない場合は、給付を中止することがあります。

- ①毎月2回、ハローワークで職業相談を受けること。
- ②毎月4回以上、摂津市の自立相談支援機関の相談支援員の面接等の支援を受けること。
- ③原則週1回以上、求人先へ応募すること。
- (①～③とも所定の様式での報告が必要です。)

申請に必要なもの ※⑤、⑥についてはいずれかでよい。

- ①住居確保給付金支給申請書
- ②本人確認書類
例：運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、資格確認書
- ③申請者及び申請者と同じの世帯に属する収入のある方の収入が確認できる書類の写し
例：給与明細書、預貯金通帳の収入の振込がわかるページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」または「年金振込通知書」、手当を受けている場合は「証書」
- ④申請書及び申請者と同じの世帯に属する方の金融機関の通帳等の写し
- ⑤離職等後2年以内であることが確認できる書類の写し
例：離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証、給与振込が一定の時期から途絶えていることがわかる通帳の写し等
- ⑥収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
例：雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる書類等

ご不明点等ございましたら、
お気軽にご相談ください。



お問合せ
摂津市保健福祉部生活支援課生活困窮相談窓口
電話番号：06-6170-1280